

# 処 分 基 準

令和 8 年 6 月 1 日

法 令 名：茨城県特定金属類取扱業に関する条例
根 拠 条 項：第 7 条
処 分 の 概 要：特定金属類取扱業の許可の取消し
原権者（委任先）：茨城県公安委員会
法 令 の 定 め： 茨城県特定金属類取扱業に関する条例第 4 条（許可の基準）
処 分 基 準： 茨城県特定金属類取扱業に関する条例第 7 条に掲げるいずれかの事実が判明した場合は、以下のように帰責事由がない場合又は悪性が極めて軽微な場合であって、速やかに是正、回復等することができ、現に是正、回復等しようとしているときなどを除き、特定金属類取扱業の許可の取消しを行うものとする。 ・ 法人の責めに帰すことのできない事由によって条例第 4 条第 13 号に該当する場合であって、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問 い 合 わ せ 先：茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課
備 考：